

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県漁港区域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則	6
◎高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	7
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	7
◎高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則	14
◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	14
◎高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	14
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	15

規 則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第12号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号を次のように改める。

（6） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター及び同法第12条第1項に規定する女性自立支援施設

別記第1号様式中

「申請者	住所 氏名	◎
	電話番号	
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
親権者又は未成年後見人	住所 氏名	◎
	電話番号	
	性別	男 ・ 女

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

を	生年月日	年 月 日
「申請者	住所 氏名	
	電話番号	
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
親権者又は未成年後見人	住所 氏名	
	電話番号	
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日

に改め、同様式注3中「申請者又は親権者若しくは未成年後見人及び」を削る。

別記第4号様式から別記第8号様式まで、別記第12号様式、別記第14号様式から別記第17号様式まで及び別記第20号様式から別記第22号様式までの規定中「◎」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号

高知県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

高知県指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年高知県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法（以下「旧法」という。）」、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令並び

に」及び「及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（以下「旧省令」という。）」を削る。

第2条第2項中「若しくは第94条の2第1項、第108条第1項又は旧法第107条の2第1項」を「、第94条の2第1項又は第108条第1項」に改め、同条第3項中「若しくは第94条の2第1項、第108条第1項若しくは旧法第107条の2第1項」を「、第94条の2第1項若しくは第108条第1項」に改める。

第4条中「若しくは第115条の5又は旧法第111条」を「又は第115条の5」に、「若しくは第140条の22第1項各号又は旧省令第140条」を「又は第140条の22第1項各号」に改める。

第5条の見出し中「指定介護老人福祉施設等」を「指定介護老人福祉施設」に改め、同条中「又は旧法第113条」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項中「前条」を「第8条」に改める。

第11条中「若しくは第115条の10又は旧法第115条」を「又は第115条の10」に、「若しくは第140条の23各号又は旧省令第140条の2各号」を「又は第140条の23各号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第14号

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成19年高知県規則第94号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

受付番号

年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の職・氏名

指定市町村事務受託法人指定申請書

介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、介護保険法施行令第11条の2第1項及び介護保険法施行規則第34条の4第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市郡区					
	連絡先	電話番号			ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス					
代表者の職・氏名及び生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道府県 市郡区					
指定を受けようとする事務所	フリガナ 名称						
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市 郡					
	連絡先	電話番号			ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス					
	事務所において行う市町村事務	介護保険法第24条の2第1項第1号に掲げる事務（照会等事務）		開始予定年月日	年 月 日		
介護保険法第24条の2第1項第2号に掲げる事務（要介護認定調査事務）		開始予定年月日	年 月 日				
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)
	氏名						
	生年月日	年 月 日					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第15号

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第51号様式中

- 「
- 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護療養型医療施設
- 」

を

- 「
- 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- 」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第16号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 製造加工機の項中

「

艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）	1台	1時間につき860円
------------------	----	------------

」

を

「

艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）	1台	1時間につき860円
多目的テスト抄紙機	1台	1時間につき12,390円
大型懸垂短網抄紙機	1台	1時間につき11,720円

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第17号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号及び第63号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第18号

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(3)キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改める。

別表第3の1の(4)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同表の1の(5)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第19号

高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県うみがめ保護条例施行規則（平成16年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号ア中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に、「同条第1項若しくは第2項」を「同条第1項若しくは第3項」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式から別記第19号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県うみがめ保護条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県うみがめ保護条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同号ク及びサ並びに同条第7号イ及び第8号コ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第24条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に、「同条第1項若しくは第2項」を「同条第1項若しくは第3項」に改める。

第34条第1項第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第8号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第11号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第13号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第14号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第15号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第16号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とし、注9を注8とする。

別記第17号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第18号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第19号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第20号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

別記第21号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

別記第22号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とする。

別記第23号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第24号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第25号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第26号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第27号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第29号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

別記第30号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県希少野生動植物保護条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県希少野生動植物保護条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第21号

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整

備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県漁港区域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第22号

高知県漁港区域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則

高知県漁港区域内における行為の規制に関する規則（平成12年高知県規則第136号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「申請者 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「申請者 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

に改める。

別記第4号様式中

「申請者 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第5号様式中

「申請者 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

に改める。

別記第6号様式中

「申請者 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

を
 「申請者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
 及び代表者の職・氏名
 電話番号」

に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第7号様式中

「 届出者 住 所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号 」

を

「届出者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第23号

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成24年高知県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第24号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一

部を次のように改正する。

第2条の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改める。

第13条第2項、第21条、第22条及び第24条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第6号様式（その1）中

「高知県知事
高知県建築主事 様
高知県建築監視員 」

を

「高知県知事
高知県建築主事 様
高知県建築副主事
高知県建築監視員 」

に改め、同様式（その2）から（その5）までを次のように改める。

(その2)

第1 建築物の所有者等の概要

1 報告者			
(1) 氏名のフリガナ			
(2) 氏名			
(3) 郵便番号			
(4) 住所			
(5) 電話番号			
2 代理者			
(1) 資格	()	建築士	() 登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
3 図書の作成者			
(1) 資格	()	建築士	() 登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 作成し、又は確認をした設計図書			
4 建築物の設計者			
(1) 資格	()	建築士	() 登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 作成し、又は確認をした設計図書			
5 建築物の工事監理者			
(1) 資格	()	建築士	() 登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
		名称:	
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			

(7) 作成し、又は確認した設計図書

6 建築物の工事施工者

- (1) 氏名
- (2) 営業所名 建設業の許可 () 第 号
- (3) 郵便番号
- (4) 所在地
- (5) 電話番号

7 備考

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

<p>(その3) 第2 建築物及びその敷地に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 15%;">地名地番</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>住居表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>都市計画区域又は準都市計画区域の内外の別等 <input type="checkbox"/>都市計画区域内（<input type="checkbox"/>市街化区域 <input type="checkbox"/>市街化調整区域 <input type="checkbox"/>区域区分非設定） <input type="checkbox"/>準都市計画区域内 <input type="checkbox"/>都市計画区域及び準都市計画区域外</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>防火地域又は準防火地域の別等 <input type="checkbox"/>防火地域 <input type="checkbox"/>準防火地域 <input type="checkbox"/>指定なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>その他の区域、地域、地区又は街区</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>道路 (1) 幅員 (2) 敷地と接している部分の長さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>敷地面積 (1) 敷地面積 () () () () (2) 用途地域等 () () () () (3) 建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率 () () () () (4) 建築基準法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率 () () () () (5) 敷地面積の合計 ア イ (6) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値 (7) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値 (8) 備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>主要用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>工事種別 <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>用途変更 <input type="checkbox"/>大規模の修繕 <input type="checkbox"/>大規模の模様替</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>建築面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 建築面積 () () () () (2) 建蔽率の算定の基礎となる建築面積 () () () () (3) 建蔽率 () () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>延べ面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 建築物全体 () () () ()</td> <td></td> </tr> </table>	1	地名地番		2	住居表示		3	都市計画区域又は準都市計画区域の内外の別等 <input type="checkbox"/> 都市計画区域内（ <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定） <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		4	防火地域又は準防火地域の別等 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		5	その他の区域、地域、地区又は街区		6	道路 (1) 幅員 (2) 敷地と接している部分の長さ		7	敷地面積 (1) 敷地面積 () () () () (2) 用途地域等 () () () () (3) 建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率 () () () () (4) 建築基準法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率 () () () () (5) 敷地面積の合計 ア イ (6) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値 (7) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値 (8) 備考		8	主要用途		9	工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		10	建築面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 建築面積 () () () () (2) 建蔽率の算定の基礎となる建築面積 () () () () (3) 建蔽率 () () () ()		11	延べ面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 建築物全体 () () () ()		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">(2) 地階の住宅又は老人ホーム等の部分 () () ()</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) エレベーターの昇降路の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 設定機械室等の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 自動車車庫等の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 備蓄倉庫の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) 蓄電池の設置部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 自家発電設備の設置部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) 貯水槽の設置部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11) 宅配ボックスの設置部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12) その他の不算入部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(13) 住宅の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14) 老人ホーム等の部分 () () ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(15) 延べ面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(16) 容積率</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>建築物の数 (1) 建築物の数 (2) 同一敷地内の他の建築物の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>建築物の高さ等（報告に係る建築物）（他の建築物） (1) 最高の高さ () () (2) 階数 地上 () () 地下 () () (3) 構造 造 一部 造 (4) 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 () () () () (5) 適用があるときは、特例の区分 <input type="checkbox"/>道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/>隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/>北側高さ制限不適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>許可、認定等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>工事着手年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td>工事完了年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17</td> <td>その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>		(2) 地階の住宅又は老人ホーム等の部分 () () ()			(3) エレベーターの昇降路の部分 () () ()			(4) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分 () () ()			(5) 設定機械室等の部分 () () ()			(6) 自動車車庫等の部分 () () ()			(7) 備蓄倉庫の部分 () () ()			(8) 蓄電池の設置部分 () () ()			(9) 自家発電設備の設置部分 () () ()			(10) 貯水槽の設置部分 () () ()			(11) 宅配ボックスの設置部分 () () ()			(12) その他の不算入部分 () () ()			(13) 住宅の部分 () () ()			(14) 老人ホーム等の部分 () () ()			(15) 延べ面積			(16) 容積率		12	建築物の数 (1) 建築物の数 (2) 同一敷地内の他の建築物の数		13	建築物の高さ等（報告に係る建築物）（他の建築物） (1) 最高の高さ () () (2) 階数 地上 () () 地下 () () (3) 構造 造 一部 造 (4) 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 () () () () (5) 適用があるときは、特例の区分 <input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用		14	許可、認定等		15	工事着手年月日 年 月 日		16	工事完了年月日 年 月 日		17	その他必要な事項	
1	地名地番																																																																																																
2	住居表示																																																																																																
3	都市計画区域又は準都市計画区域の内外の別等 <input type="checkbox"/> 都市計画区域内（ <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定） <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外																																																																																																
4	防火地域又は準防火地域の別等 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし																																																																																																
5	その他の区域、地域、地区又は街区																																																																																																
6	道路 (1) 幅員 (2) 敷地と接している部分の長さ																																																																																																
7	敷地面積 (1) 敷地面積 () () () () (2) 用途地域等 () () () () (3) 建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率 () () () () (4) 建築基準法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率 () () () () (5) 敷地面積の合計 ア イ (6) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値 (7) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値 (8) 備考																																																																																																
8	主要用途																																																																																																
9	工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替																																																																																																
10	建築面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 建築面積 () () () () (2) 建蔽率の算定の基礎となる建築面積 () () () () (3) 建蔽率 () () () ()																																																																																																
11	延べ面積 (報告部分) (報告以外の部分) (合計) (1) 建築物全体 () () () ()																																																																																																
	(2) 地階の住宅又は老人ホーム等の部分 () () ()																																																																																																
	(3) エレベーターの昇降路の部分 () () ()																																																																																																
	(4) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分 () () ()																																																																																																
	(5) 設定機械室等の部分 () () ()																																																																																																
	(6) 自動車車庫等の部分 () () ()																																																																																																
	(7) 備蓄倉庫の部分 () () ()																																																																																																
	(8) 蓄電池の設置部分 () () ()																																																																																																
	(9) 自家発電設備の設置部分 () () ()																																																																																																
	(10) 貯水槽の設置部分 () () ()																																																																																																
	(11) 宅配ボックスの設置部分 () () ()																																																																																																
	(12) その他の不算入部分 () () ()																																																																																																
	(13) 住宅の部分 () () ()																																																																																																
	(14) 老人ホーム等の部分 () () ()																																																																																																
	(15) 延べ面積																																																																																																
	(16) 容積率																																																																																																
12	建築物の数 (1) 建築物の数 (2) 同一敷地内の他の建築物の数																																																																																																
13	建築物の高さ等（報告に係る建築物）（他の建築物） (1) 最高の高さ () () (2) 階数 地上 () () 地下 () () (3) 構造 造 一部 造 (4) 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 () () () () (5) 適用があるときは、特例の区分 <input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用																																																																																																
14	許可、認定等																																																																																																
15	工事着手年月日 年 月 日																																																																																																
16	工事完了年月日 年 月 日																																																																																																
17	その他必要な事項																																																																																																

18 備考

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

(その4)

第3 建築物別概要

1	番号
2	用途
3	工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
4	構造 造 一部 造
5	主要構造部 <input type="checkbox"/> 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合） <input type="checkbox"/> 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1） <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2） <input type="checkbox"/> その他
6	建築基準法第21条及び第27条の規定の適用 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
7	建築基準法第61条の規定の適用 <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定の適用を受けない
8	階数 (1) 地階を除く階数 (2) 地階の階数 (3) 昇降機塔の階数 (4) 地階の倉庫等の階数
9	高さ (1) 最高の高さ (2) 最高の軒の高さ

10 建築設備の種類			
11 床面積	(報告部分)	(報告以外の部分)	(合計)
(1) 階別	(階)	()	()
階別	(階)	()	()
階別	(階)	()	()
階別	(階)	()	()
階別	(階)	()	()
(2) 合計	()	()	()
12 屋根			
13 外壁			
14 軒裏			
15 居室の床の高さ			
16 便所の種類			
17 その他必要な事項			
18 備考			

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

(その5)

第4 建築物の階別概要

1 番号
2 階
3 柱の小径
4 横架材間の垂直距離
5 階の高さ
6 天井
(1) 居室の天井の高さ
(2) 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
7 用途別床面積
(具体的な用途の名称) (床面積)
(1) () ()
(2) () ()
(3) () ()
(4) () ()
(5) () ()
(6) () ()
8 その他必要な事項
9 備考

注 必要に応じて行を挿入し、又は削除して差し支えありません。

別記第7号様式中
「高知県建築主事 様」
を
「高知県建築主事 様
高知県建築副主事 様」
に改める。
別記第10号様式及び別記第11号様式を次のように改める。

第10号様式（第21条関係）

申請取下げ届

		年 月 日	
高知県知事 高知県建築主事 様 高知県建築副主事		届出者氏名 (申請者)	
次の申請は、都合により取り下げたいので、高知県建築基準法施行細則第21条の規定により届け出ます。			
建築主等の住所・氏名	郵便番号	電話番号	
敷地の地名地番			
主要用途			
構造規模	造	階	延べ床面積 m ²
申請書等の名称等	許可申請書・確認申請書・認定申請書・その他（ ）		
	当該申請書等の根拠法令及び条項		
	提出年月日： 年 月 日		
取下げ理由			
※処理欄	決裁欄		県処理
		決裁日等	年 月 日
			第 号
		市町通知日	年 月 日
担当者氏名			

注 1 「申請書等の名称等」欄は、申請書等の種類について該当するものを○で囲んでください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式（第22条関係）

名義変更届

年 月 日	
高知県知事 高知県建築主事 様 高知県建築副主事	
届出者氏名 (建築主等)	
次のとおり建築主（設置者・築造主）の名義等を変更しましたので、高知県建築基準法施行細則第22条の規定により届け出ます。	
敷地の地名地番	
主要用途	
構造規模	造 階 延べ床面積 m ²
申請書等の名称等	許可申請書・確認申請書・認定申請書・その他（ ）
	当該申請書等の根拠法令及び条項 提出年月日： 年 月 日
建築主等	変更前 郵便番号 住所 氏名 電話番号
	変更後 郵便番号 住所 氏名 電話番号
変更理由	
事実発生日	年 月 日
※処理欄	年 月 日
	担当者氏名

- 注 1 「申請書等の名称等」欄は、申請書等の種類について該当するものを○で囲んでください。
- 2 「事実発生日」欄は、人事異動日等の名義が変更された日を記入してください。
- 3 確認済証、許可通知書又は認定通知書の写しを添付してください。
- 4 届出を代理者に委任する場合は、委任状を添えてください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第24条関係）

工事監理者変更届

年 月 日

高知県建築主事 様
高知県建築副主事

届出者氏名（建築主等）

次のとおり工事監理者を変更しましたので、高知県建築基準法施行細則第24条の規定により届け出ます。

敷 地 の 地 名 地 番			
確 認 番 号	第 号 年 月 日		
主 要 用 途			
構 造 規 模	造 階 延べ床面積 m ²		
変 更 事 項	変更後	変更前	
代 表 と な る 工 事 監 理 者	資 格	() 建築士 () 登録 第 号	() 建築士 () 登録 第 号
	氏 名		
	建 築 士 事 務 所 名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	郵 便 番 号		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
工事と照合する設計図書			
そ の 他 の 工 事 監 理 者	資 格	() 建築士 () 登録 第 号	() 建築士 () 登録 第 号
	氏 名		
	建 築 士 事 務 所 名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	郵 便 番 号		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
工事と照合する設計図書			
そ の 他 の 工 事 監 理 者	資 格	() 建築士 () 登録 第 号	() 建築士 () 登録 第 号
	氏 名		
	建 築 士 事 務 所 名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	郵 便 番 号		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
工事と照合する設計図書			
変 更 理 由			
事 実 発 生 日	年 月 日		
※ 処 理 欄	年 月 日		
	担当者氏名		

- 注 1 「事実発生日」欄は、契約日、人事異動日等の工事監理者を変更された日を記入してください。
 2 工事監理業務委託契約書により変更した場合は、契約書の写しを添付してください。
 3 届出を代理者に委任する場合は、委任状を添えてください。
 4 記入欄が不足するときは、別添に必要事項を記入して添えてください。
 5 ※印欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第25号

高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

高知県建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第2条ただし書中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第26号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第27号

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第8条中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改める。

第9条及び第21条第1項第3号中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第1号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第4号様式（第1面）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第5号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第6号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第7号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第8号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式（第1面）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第11号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関す

る法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第14号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第15号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第16号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第17号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第18号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会規則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（定員の配分の特例）

3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第1条及び別表の規定の適用については、第1条中「第10条第3項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第3項」と、別表中「93人」とあるのは「94人」と、「155人」とあるのは「156人」と、「159人」とあるのは「160人」と、「444人」とあるのは「445人」と、「136人」とあるのは「138人」と、「460人」とあるのは「462人」と、「570人」とあるのは「574人」と、「1,611人」とあるのは「1,615人」と、「789人」とあるのは「793人」と、「1,925人」とあるのは「1,929人」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。